

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三職員の服務に関する事務の項局長及び参事の専決事項の欄1及び2中「並びに副参事、」の下に「主席工事検査員、」を加え、同欄3中「副参事、」の下に「主席工事検査員、」を加え、同欄4中「副参事、」の下に「主席工事検査員、」を加え、「三日未満の場合に限る。」を「三日未満の場合に限り、主席工事検査員にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合については、引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合をそれぞれ除く。」に改め、同欄17中「副参事、」の下に「主席工事検査員、」を加える。

別表第三職員の服務に関する事務の項経営企画部長の専決事項の欄1及び2中「主席工事検査員」を削り、同欄4中「主席工事検査員」を削り、「三日未満の場合に限り、総務課長、財務課長、地域整備課長及び主席工事検査員」を「三日未満の場合に限り、総務課長、財務課長及び地域整備課長」に改め、同欄7中「主席工事検査員」を削る。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。